

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぼう平成19年
(2007年) 5月25日
毎月3回5の日に発行第1653号
定価 1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093

東京都千代田区平河町2-4-2

旬報 TEL 03 (3262) 2309

発行人 大竹 邦実

http://www.si-gichokai.gr.jp

市議会旬報

第2期改革に向け

平成21年3月までに勧告

地方分権改革推進委員会

地方分権改革推進委員会（委員長 丹羽宇一郎・伊藤忠商事会長）は5月15日、東京・自転車会館2号館で第5回委員会を開催した。

会議では、第2回と第4回の委員会でも6委員から表明された主な意見 Ⅱ 2面掲載 Ⅱ を

① 地方分権改革の目指すべき方向性 ② 地方分権改革推進のための基本原則 ③ 調査審議の方針と課題 ④ 政府及び地方公共団体に望むこと——の4項目に分類した論点整理案に基づき討議を行った。

まず整理案の①では、「国が地方のやることを考え、押し付けるという、戦後続いてきた中央集権型行政システムは、もはや捨て去るべき」「画一的な一律主義の排除が必要ではないか」とし、「国民・住民が行政の在り方を自らの責任で自ら決定し、制御できるようにするための地方分権を目指すべき」などの考え方が示された。

②では、「補完性の原理に

国から地方へ税源移譲

6月から住民税が変わります

税源移譲

あなたのまちに、あなたの税金。

身近でよりよい行政サービスを目指して、
・ 所得税から住民税に税源を移し替える税源移譲を行います。



従い、役割分担の見直し及び事務の配分に当たっては、基礎自治体を優先すべき」「国と地方の役割分担を確立するとともに、国・地方を通じ、無駄と重複を排除した、スリムで効率的な行政を実現すべき」などの考え方が示された。

④では、「政府において、

た。

政治のリーダーシップによる地方分権改革を強力に推進する体制を構築し、改革関連施策を確実に実施すべき」「地方公共団体においては、自らの行政運営に対する住民の信頼を絶えず確保しえるような取り組みを常に心がけるべき」などの意見が示された。

このほか当日は地方公共団体との連携について 議論の進捗状況を踏まえて適宜委員会の場で地方六団体との意見

交換の機会を設ける 意見交換は原則として委員会と地方六団体との間で行う 要請のあった場合は出来る限り速やかに意見交換を行うよう努める——ことが確認された。

第6回委員会は5月24日に開催の予定。今回の討議の結果を踏まえ、委員長と委員長代理とで相談のうえ作成する「基本的考え方の素案」をベ

地方六団体は総務省の協力のもと、税源移譲に伴う6月からの住民税額変更に対し、納税者の十分な理解が得られるよう、電車の中吊広告や駅のポスター等で積極的な周知を図っています。

地方分権・三位一体の改革の一環として行われる「税源移譲」により、多くの方は今年1月から所得税が減額となる代わりに、6月から住民税が増額となります。

これは、国に納める「所得税」から都道府県・市区町村に納める「住民税」に税源を移し替えるためです。地方公共団体が必要な財源を直接確

保することができ、各地域の住民がよりよい行政サービスを受けられることを目指しています。所得税と住民税を合わせた納税額は基本的に変わりません。ただし、別途、定率減税の廃止による負担増が生じます。

間もなくお住まいの市区町村から、平成19年度分の納税通知が届きます。給与所得者の場合は、19年6月から20年5月までの1年間に、給与から天引き（特別徴収）される特別徴収税額が会社を経由して通知されます。

詳しくは、お住まいの都道府県・市区町村の税務担当課までお問い合わせください。

地方分権改革推進委員会の6委員から表明された主な意見

（第5回委員会資料）

井伊雅子委員 （一橋大学教授）	- 支出面の分権と収入面の分権の両方が必要 - 各自治体の財政的な自立と責任の確立が不可欠 - 自治体サービスを「基礎的サービス」（ナショナルミニマム）とそれ以上とに分ける - 国庫支出金の廃止 - 基礎的サービスは全額国負担（交付金）で（財源保障機能）、それ以上は新たな交付税で（財政調整機能）。地方債元利償還金の交付税措置の廃止 - 自治体が税目や税率を独自に決定できる課税自主権の実質的行使。「基礎的サービス」以上は独自税収と交付税で。税収の地域間格差の是正 - 自治体は、政策の選択肢を住民に示し、住民は投票を通じてニーズを伝え、財政責任も負う
猪瀬直樹委員 （作家）	- 国民の利益となる地方分権改革に - 国と地方の両面から、小さくて筋肉質な政府をつくる - 国民の利益に資する情報公開 - サービスコスト水準を念頭に、ナショナルミニマムの再検討が必要 - 税収の偏在を国家的レベルでは正（東京ＤＣ特区構想も視野に入れて検討してはどうか） - 地方支分部局に見られるような行政の重複排除 - 自治体の経営努力・行革努力も考慮すべき - 地方公務員の人件費について、行革が進んだ自治体等を参考に客観的な適正水準を設けるべき
小早川光郎委員 （東京大学教授）	- 行政のあり方を自らの責任において自ら決定できるようにするための地方分権 - 改革の当面の課題を適切に絞ることが重要 - 国民・住民の力で作る、信頼できる行政システム - 地方自治の制度的枠組みの改善強化（組織の質の向上、住民参画の実質化）が必要 - 住民自治、自治体組織の自己規律に向けての制度改革 - 自治（国に対する地方、都道府県に対する市町村）の強化。特に国の司令的役割（義務付け・枠付け）見直し。さしあたりはこれに力点を置く - 事務・業務の義務付けの撤廃・緩和、事務処理の組織・手続・判断基準の条例化、個別の事務処理への国の関与の縮減。義務付け・方法・基準・関与等を定める規定についてのチェックシステムの整備
露木順一委員 （神奈川県開成町長）	- 地方分権には、首長、住民の気概が不可欠 - 税源を確保し、交付税依存からの脱却が必要 「ニアーズベター」の観点に立った代表的な事例研究と共通認識の獲得 - 生活保護、介護保険料、障害者自立支援、小児医療助成、国民健康保険、国民年金、義務教育、防災、まちづくり - 国民の理解を得るための二大チェックポイントが、行政改革及び財政再建の観点 - 住民サービスを持続的に展開できる基礎的自治体の規模をどう考えるか（市町村合併または市町村連合の検討） - 税源配分、財政調整のあり方（サービス展開に相応しい地方税の充実、財政力の弱い団体への財政調整、東京への税財源の偏在是正）
増田寛也委員長代理 （前岩手県知事）	- 補完性と近接性の原理を基盤に、「この国のかたち」を創り直す - 住民参加の促進により、真の民主主義を実現。自己決定権を確立して、多様性と創造性にあふれた社会を実現。自立と連帯により、地域間格差の縮小を図り、「豊かな自治」を実現。自己責任を全うできるよう、地方の行財政運営の自主・自立（律）を促進 - 行政の重複整理、地方の工夫によるコストダウン等により、国・地方を通じた財政再建にも貢献 - 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化 - 国と地方の役割分担の見直しと権限移譲。国民生活を豊かにする視点で濃淡つけた議論を。例えば、まちづくり、福祉、教育 - 税源移譲を含めた地方税財源の充実強化（国税と地方税の税源配分を5：5に）。「地方共有税」構想の実現 - 条例制定権の拡大・法令の規律密度の緩和、国庫補助負担金の削減、国の地方支分部局の廃止・縮小による国と地方の二重行政の解消 - 道州制と分権改革の議論は独立してそれぞれ進める - 総理大臣をトップとした「地方分権改革推進本部」による強いリーダーシップの発揮と、運営にあたっての地方側の意見の反映 - 地方と十分に意見交換するとともに、自治体の生の姿を直視すべき
横尾俊彦委員 （佐賀県多久市長）	- 生産性の高い政治行政の実現を目指す改革に - 行政のムリ・ムダを排して、自治体経営力を向上させ、生産性を上げるシステム改革に - 国民に夢と希望をもたらす分権型社会をつくる改革に - 補完性・近接性の原理という世界標準を具現化し、基礎自治体の視点からの改革に - 格差を是正し、地方に勇気と希望をもたらす改革に - 基本法や憲法に「分権国家」を明記する。あわせて「地方自治」の理念も明示する ①自主責任経営、②衆知による経営、③健全経営徹底により自治体経営能力を向上させる - 自治体の自由度を拡大させる - 優先的に改革すべき課題を精査。重要課題を中心に大きな議論を - 住民自治を可能とする地方税財政制度の構築（税源移譲、地方交付税改革） - 地方の自立に繋がる行政面での分権改革 - 国と地方の役割分担の明確化と事務事業の移譲、関与、義務付け・枠付けの廃止・縮小 - 国庫補助負担金の削減、国と地方の二重行政の解消と国の地方支分部局の整理 「（仮）地方行財政会議」の設置

平成19年度版

全国都市の特色ある施策集

くらし ふれあい まちづくり から紹介

— 本会編集 —
く 2

第2章 福祉・医療・介護

滝川市(北海道)

◆「そらぶちキッズキャンプ」実現へ

滝川市では小児がんなどの難病とたたかっている子どもたちが、安全に安心して自然体験を楽しめるよう、医療体制の整った常設キャンプ場「そらぶちキッズキャンプ」



プレキャンプに参加する子どもたちとボランティア

プレキャンプに参加する子どもたちとボランティア
7月からプレキャンプ

の実現を目指しています。
「そらぶち」とはアイヌ語で滝下る川という意味です。滝川市がある周辺は、昔そらぶちと呼ばれ、石狩川と空知川の合流点に開けた平野部に広がっています。

この自然豊かな滝川市に、

病氣とたたかう子どもたちのために特別に配慮されたキャンプ場を建設しようと「病氣とたたかう子どもたちに夢のキャンプ(そらぶちキッズキャンプ)を創る会」が、建設計画を進めています。

滝川市はその構想の実現に向け積極的な支援を行っています。これまで市民を対象としたシンポジウムやボランティア研修会を開いてきたほか、そらぶちキャンプ建設に向け市有地の無償貸与を決めています。また、既存施設を活用し、16年

八千代市(千葉県)

◆おにいさん・おねえさん子ども電話相談

八千代市では、市内の子どもたちの様々な声や悩みを聞くために、子ども専用の電話相談を設けています。

利用対象者は、市内在住の小中学生。相談員は、市内にある東京成徳大学で心理学や福祉学を学んでいる大学生です。子どもたちが気軽に話せるよう、年齢の近い大学生が相談を受けています。

相談員となる大学生は、一定の研修を受けたのち、市から委嘱されます。学生相談員は2人体制で相談にあたり、

を実施しており、昨年までに夏・冬計5回の開催を数えています。
プレキャンプに参加した子どもたちは、市内にあるグライダーやカヌーに乗ったり乗馬を経験したりしました。「楽しかった。お兄さんお姉

さんが優しくかった」「もう一回グライダーと馬に乗りたい。自由になりたい」と感想を述べています。常設キャンプ場ができれば、一時でも辛い治療や病氣のことを忘れ、普通の子どもの元気な笑顔を取り戻し、明日への希望と活力が生まれます。

ほとんどを病院や家庭で過ごし、どこにでも自由に出かけて遊べる状況にはありません。虫取り、花摘み、魚釣りなど青空と自然の中で、どんなに遊び回りたいことでしょう。でも、こうした子どもたちを受け入れる自然体験施設は、日本はもとよりアジアにもありません。

れをモデルとして、日本初の夢のキャンプ実現に向けて着々と活動しています。
キャンプ完成までには、社会福祉法人化・施設建設における関係所轄庁との調整、医療体制の確立、広報や資金集めなどの課題がありますが、滝川市民にとどまらず全国の皆さんの大きな支援の輪の中で、夢の実現に向かってまい進していくとしています。
(「施策集」25ページ掲載)



いては、家庭相談員など専門職員が支援する体制となっています。
この電話相談は、平成16年5月に設置され今年で4年目に入りま

は、子どもたちの自主性や社会性を育む施策を推進してきました。その一つとして、市民団体と行政による「八千代市子ども人権ネットワーク」を設置し、その話し

合いの中から、子どもたち本人の意見表明の機会として「おにいさん・おねえさん子ども電話相談」が提起されたものです。

同市では、更なるきめ細やかな子育て・子育て支援体制の整備を図るため、18年度から「子ども部」を創設。様々な人や組織・関係機関の活動をネットワーク化し、子ども電話相談もその一つとして「子ども元気がみえるまち」の実現を目指すとしています。
(「施策集」44ページ掲載)

「平成19年度版全国都市の特色ある施策集」は、4月25日付で全国の議会事務局宛に送付しています。

議会

トピックス

最低賃金制度は「最低賃金法」に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度である。「地域別最低賃金」は都道府県ごとに設定され全部で47の最低賃金がある。全国的な整合性を図るために中央最低賃金審議会は毎年、答申をまとめていく。これをもとに地方最低賃金審議会が地域別最

「最低賃金の引き上げ」最多

3月定例会の意見書・決議の状況

(下)

全国市議会議長会はこのほど、各市議会から任意に送られた意見書・決議の写しをもとに、3月定例会を中心に議決した意見書・決議の状況をまとめた。それによると(下)では、労働者の生活を改善するため「最低賃金の引き上げ」を求めるものが今回、最多となっている。

最低賃金を改定している。

しかし、増額改定が行われ、その引き上げ額はわず

かな額にとどまるため、パートタイムや派遣社員など非正規労働者は低い賃金での生活

を求めている。最低賃金制度の創設——などに結びつく全国一律の新しい

中小企業、地域経済の活性化に結びつく全国一律の新しい最低賃金制度の創設——などに結びつく全国一律の新しい

を余儀なくされている。また、働いているのに生活保護の水準以下の収入しか得られない、いわゆる「ワーキングプア」も深刻な問題となっている。

そこで意見書では、労働者の生活を改善するため生活保護基準を下回らない地域別最低賃金の改定 農林漁業、中小企業、地域経済の活性化に結びつく全国一律の新しい最低賃金制度の創設——などに結びつく全国一律の新しい

行事予定

会(午前11時、同)・理事会(午後1時、同)

議会所在地変更

千代田区(東京都)
〒102-8688

千代田区九段南1丁目2番1号(電話番号・FAX番号は変更なし)

古河市(茨城県)
〒306-8601

古河市長谷町38番18号
TEL 0280(22)5112
FAX 0280(21)1185

(議会議務局直通)

意見書・決議の議決状況(下)

(19.2.1~19.4.30)

件名	意見書	決議
【建設・運輸・郵政・国土保全】	【16】	【10】
○道路整備財源の確保等	6	—
○耐震構造計算書偽装問題に関する被害者の救済	3	—
○その他	7	10
【労働・商工】	【84】	【0】
○最低賃金の引き上げ	29	—
○JR不採用問題の早期解決	11	—
○公共工事の建設労働者の適正な労働条件確保	11	—
○労働法制の拡充	10	—
○パートタイム労働者等の均等待遇実現	5	—
○季節労働者の特例一時金の現行維持	5	—
○地域経済の活性化と若年者雇用の拡大	4	—
○「マザーズサロン」設置の早期実現	3	—
○その他	6	—
【警察・防災・消防】	【5】	【7】
○「被災者生活再建支援法」の再改正	3	—
○志賀原子力発電所の安全性確保	2	2
○飲酒運転の根絶	—	3
○その他	—	2
【外交・防衛・国際関係】	【24】	【26】
○米軍基地周辺住民の安全の確保	8	7
○核問題の早期解決	7	—
○国際刑事裁判所条約の早期批准	3	—
○米国原子力潜水艦のホワイトビーチ寄港に反対	2	2
○2008年関西サミットの実現と大阪での首脳会合開催	1	16
○米兵による強盗致傷事件への抗議	1	1
○その他	2	—
【社会・くらし】	【107】	【11】
○障害者自立支援制度の抜本的改善	24	—
○少子化克服への対策強化	12	—
○生活保護の「母子加算」廃止の反対	10	—
○厚生労働大臣の不適切な発言に対する抗議	9	1
○「市場化テスト」の拡大・推進に対する慎重な対応	7	—
○「法テラス」の更なる体制整備・充実	6	—
○民法の再婚禁止期間・嫡出推定期間等の早期改正	4	—
○生活保護制度の改善	3	—
○「中国残留孤児」に対する新たな支援策の早期実施	2	1
○法務局職員の増員	2	—
○その他	28	9
【その他】	【10】	【3】
○国会議員の事務所費疑惑の徹底究明	9	—
○その他	1	3
【合計】	【246】	【57】
【総合計】	【887】	【76】